

十島村公告第7号

地方公務員法第22条の2の規定により、十島村会計年度任用職員に係る採用試験（選考）の応募者を次により募集します。

令和6年10月2日

十島村長 久保源一郎

令和6年度十島村会計年度任用職員募集要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
船員（航海）	定期船（フェリーとしま2）	若干名
船員（機関）	鹿児島～十島村～名瀬航路	

2 受験資格

心身ともに健康で、かつ勤労意欲をもって業務に従事できる者で、次の各号に掲げる要件によるものとする。

(1) 船員（航海士又は航海士候補若しくは甲板員）

次の①～③のいずれかに該当する者であること。

- ① 海技免許（航海）4級以上の資格を有する者
- ② 船員を養成する学科を専攻し、卒業した者で、航海士としての知識・技能を有する者
- ③ 高等学校等を卒業した者で航海士若しくは甲板員の経験がある者

(2) 船員（機関士又は機関士候補若しくは機関員）

次の①～③のいずれかに該当する者であること。

- ① 海技免許（機関）4級以上の資格を有している者
- ② 船員を養成する海技関連の教育機関を卒業した者で、機関士としての知識・技能を有する者
- ③ 高等学校等を卒業した者で機関士又は機関員の経験がある者

「高等学校等を卒業した者又は卒業見込みの者」とは、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限3年以上の高等課程の専修学校（以下「高等学校」という。）を卒業（短大、大学、大学院を卒業した者を含む。）した者、又は令和7年3月末日までに高等学校等を卒業見込みの者。

(3) 次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 雇用形態 フルタイム労働者

4 雇用期間 1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）
※ 勤務良好の場合、正規雇用（要試験）又は翌年度更新の可能性あり。

5 年齢要件 満60歳未満

6 試用期間 1か月

7 選考の方法

(1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査

(2) 口述試験

- ① 方法 面接
- ② 日時 書類審査後、案内します。
- ③ 試験場 十島村役場会議室

8 合格発表 審査後、通知します。

9 受験手続及び受付期間

(1) 書類での申し込み

① 申込書の請求先、提出先及び問合せ先

十島村役場総務課総務係

〒 892-0822 鹿児島市泉町14番15号

TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。

(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)

② 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

◇ 十島村会計年度任用職員応募用紙

◇ 履歴書・身上書（写真貼付）

※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けずに正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのものとしします。

◇ 面接カード

- ◇ 成績証明書、又は成績見込み証明書（保存期間後の場合、その旨の証明書を添付ください）
- ◇ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書
- ◇ 船員手帳写し（資格及び履歴がわかるものの写し）

(3) 受付期間

- ① 欠員のある期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）
 - ※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず、書留郵便でお送りください。
 - ※ 合格者が定員に達した場合、当該職の募集を締め切ります。

10 給与等

十島村会計年度任用職員の給与に関する条例等に準じて支給します。

(1) 令和6年度実績（参考）

- ① 高等学校卒業者基本給 月額 167,100 円
経験年数により算定（10年経験者月額 220,200 円）
経験年数による上限 月額 306,100 円
- ③ 時間外手当等 月額平均 30,630 円～68,910 円（令和5年25歳前後実績）
- ④ 宿日直手当 月額平均 5,500 円～10,630 円（令和5年度実績）
- ⑤ 乗船手当 月額平均 11,700 円～11,860 円（令和5年度実績）
- ⑥ 荷役手当 月額平均 約 68,910 円（令和5年実績）
- ⑦ 期末勤勉手当 最高年 2.35 月分

(2) 待遇

- ① 休暇 土・日祝日、年末年始休暇
- ② 有給休暇
- ③ 保険補償等 船員保険、公務員災害補償

11 採用予定年月日

協議のうえ決定します。